

■ 冊子詳細

税理士 金井恵美子／編著 令和4年10月1日発売

定価：990円（本体900円＋税） B5判 2色刷り冊子 88頁

※こちらの冊子は一般書店でのお取扱いはありません。

<大好評冊子の改訂版>

制度詳細・実務の疑問をわかりやすく解説！

- 令和4年改訂版は、さらに顧問先様にもご確認いただきやすい構成に
 - ・巻頭見開き「制度概要の早わかりページ」を掲載
 - ・事業者登録完了の報告や仕入先の登録状況の確認といった「売手・買手から取引先への連絡文書例」も紹介
- 各セクションに設けたQ & Aは令和4年4月改訂の国税庁インボイスQ & Aに対応し、事業者や実務家の疑問をわかりやすく解説
- 令和4年9月1日現在の法令等に基づいています

令和4年10月版

消費税インボイス制度の 詳細解説 Q&A

税理士 金井恵美子

見開き早わかりと取引先への連絡文書例付き

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 【早わかり インボイス制度の概要】 | 1 |
| 参考資料 【売手・買手からの連絡文書例】 | 2 |
| 巻末資料 【日本税理士会連合会が提供する確認書】 | 88 |

インボイス制度と事業者免税点制度

| | |
|------------------------|----|
| I 仕入税額控除の役割 | 11 |
| II インボイス制度は事業者登録が基礎 | 11 |
| III 「納税の義務」と「控除の権利」 | 12 |
| 1. 原則 | 12 |
| 2. インボイス制度開始から6年間の経過措置 | 13 |
| IV 利益の減少 | 14 |
| V 課税事業者の選択の検討 | 14 |
| 1. 事業を継続するために | 14 |
| 2. 業種ごとの具体的な検討 | 15 |
| 3. 免税事業者が交付する請求書等 | 16 |
| VI 仕入先が登録していない場合の対応の検討 | 16 |

インボイスとは

| | |
|--|----|
| I 適格請求書（インボイス） | 19 |
| II 適格簡易請求書（簡易インボイス） | 20 |
| III 適格返還請求書（返還インボイス） | 21 |
| IV 電子インボイス | 21 |
| 1. 電子インボイスの提供方法 | 21 |
| 2. 電子インボイスの日本標準仕様（デジタルインボイス）の開発 | 22 |
| 3. デジタル社会の実現に向けた重点計画 | 23 |
| Q&A | 24 |
| (1)インボイスの様式 | 24 |
| Q インボイスの様式は定められていますか？ | |
| (2)登録番号の構成 | 24 |
| Q 登録番号はどのような構成になっていますか？ | |
| (3)インボイスに記載する消費税額等 | 25 |
| Q インボイスに記載する消費税額等は、どのように計算するのですか？ | |
| (4)インボイスに記載する消費税額等の端数処理 | 25 |
| Q インボイスに記載する消費税額等の端数処理は、どうなりますか？ | |
| (5)簡易インボイスを交付することができる業種 | 26 |
| Q 簡易インボイスを交付することができる「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、どのように判断しますか？ | |

納付すべき税額の計算

| | |
|--|-----------|
| I 売上税額の計算方法 | 27 |
| 1. 原則【割戻し計算】 | 27 |
| 2. 特例【積上げ計算】 | 27 |
| II 仕入税額の計算方法 | 28 |
| 1. 原則【積上げ計算】 | 28 |
| 2. 特例【割戻し計算】 | 28 |
| III 計算方法の組み合わせ | 29 |
| Q&A | 29 |
| (1) 売上税額の一部を積上げ計算とした場合 | 29 |
| Q 売上税額の一部を積上げ計算とした場合、仕入税額に割戻し計算を適用することができますか？ | |
| (2) 簡易インボイスを交付している場合の売上税額の積上げ計算 | 29 |
| Q 当社は、小売業です。交付する簡易インボイスに消費税額を記載しなかった場合でも、売上税額の積上げ計算は適用できますか？ | |
| (3) 小売業者がインボイスに記載する消費税額等の端数処理 | 30 |
| Q 小売業者が、売上税額について積上げ計算を適用できない場合はどうしたらいいですか？ | |
| (4) 課税仕入れの都度 | 31 |
| Q 帳簿積上げ計算においては、仮払消費税額等はインボイスごとに計上しなければなりませんか？ | |

インボイス制度導入に当たっての事前準備

| | |
|-------------------------------|-----------|
| I 売手の立場としての事前準備 | 32 |
| II 買手の立場としての事前準備 | 33 |

事業者登録制度

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| I 登録手続き | 34 |
| 1. 登録の要件 | 34 |
| 2. 書面による申請 | 34 |
| 3. e-Taxによる申請 | 35 |
| 4. 電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者 | 35 |
| 5. 令和5年10月1日に登録を受ける場合の申請期限 | 35 |
| II 免税事業者の登録手続き | 36 |
| 1. インボイス制度開始に当たっての特例 | 36 |
| 2. 登録の手続き | 36 |
| 3. 納付すべき消費税額等の計算 | 37 |
| 4. 2年縛りの適用 | 37 |
| 5. 簡易課税制度の届出時期の特例 | 37 |
| III インボイス制度開始後に法人を設立する場合 | 38 |
| IV 登録の取消し | 38 |
| 1. 免税事業者となるための登録の取りやめ | 38 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 2. 事業を廃止した場合 | 39 |
| 3. 職権による登録の取消し | 39 |
| V 適格請求書発行事業者の公表 | 40 |
| 1. 登録簿への掲載日の翌日に掲載 | 40 |
| 2. 公表期間は登録の取消し後7年間 | 41 |
| 3. 公表サイトによる検索 | 41 |
| 4. Web-API機能 | 41 |
| 5. 法定公表情報の変更の届出 | 41 |
| Q&A | 42 |
| (1)人格のない社団等のインボイスの交付 | 42 |
| Q 人格のない社団等は、登録事業者となることができますか？ | |
| (2)任意組合等のインボイスの交付 | 42 |
| Q 任意組合等は、登録事業者となることができますか？ | |
| (3)個人事業者の屋号等の公表 | 43 |
| Q 個人事業者の屋号等の公表について教えてください。 | |
| (4)登録事業者が死亡した場合 | 44 |
| Q 登録の通知を受けた個人事業者が死亡した場合はどうなりますか？ | |

インボイスの交付と写しの保存

| | |
|---|-----------|
| I 交付と保存の義務 | 46 |
| II 写しの保存期間 | 46 |
| III 偽インボイスの交付の禁止 | 46 |
| 1. 禁止行為 | 47 |
| 2. 罰則 | 47 |
| IV インボイスの交付義務の免除 | 47 |
| Q&A | 48 |
| (1)インボイスの交付義務の免除 | 48 |
| Q インターネット通販について、インボイスの交付義務が免除されることはありますか？ | |
| (2)インボイス交付義務の免除と買手の仕入税額控除との関係 | 48 |
| Q 売手のインボイスの交付義務が免除された場合、買手の仕入税額控除の要件はどうなるのですか？ | |
| (3)セルフレジで精算する場合 | 49 |
| Q スーパーマーケットのセルフレジを使用する場合は、自動販売機特例の対象となりますか？ | |
| (4)顧客が消費者である場合のインボイスの交付 | 49 |
| Q 顧客の大半は消費者ですが、登録事業者となった場合には、すべての売上げについて、インボイスを交付する必要がありますか？ | |
| (5)複数の書面による交付 | 51 |
| Q インボイスの記載事項は、一枚の請求書等に記載していなければなりませんか？ | |
| (6)納品書における端数処理 | 52 |
| Q 日々の取引に際して交付する納品書と月まとめの請求書とを組合せてインボイスの記載事項を満たす場合、納品書において消費税額等の端数処理を行うことはできますか？ | |
| (7)データと書面による交付 | 53 |
| Q データと書面を併用した場合にも、インボイスを交付したことになりますか？ | |

| | |
|--|----|
| (8)インボイスと返還インボイスを一の書類で交付する場合 | 53 |
| Q 毎月一度、その月中の取引を取りまとめて請求しています。これをインボイスと返還インボイスとを兼ねたものとするはできますか？ | |
| (9)端数値引きがある場合 | 54 |
| Q 千円未満の端数を切り捨てて値引きを行う場合、インボイスの記載はどうなりますか？ | |
| (10)売手が負担する振込手数料 | 55 |
| Q 売掛金の回収に当たり、振込手数料が差し引かれた場合はどうなりますか？ | |
| (11)農協特例 | 57 |
| Q 農家は、登録事業者となるために課税事業者を選択する必要はないのですか？ | |
| (12)委託販売の代理交付と媒介者交付特例 | 58 |
| Q 農協特例の対象とならない委託販売を行う場合、インボイスの交付はどうなりますか？ | |
| (13)媒介者交付特例の適用範囲 | 60 |
| Q 集金代行のみを委託している場合であっても、媒介者交付特例の対象となりますか？ | |
| (14)共有資産の譲渡等 | 60 |
| Q 登録事業者が登録していない者と共有している資産を譲渡した場合、インボイスを発行することができますか？ | |
| (15)インボイスの記載事項に誤りがあった場合 | 61 |
| Q 記載事項に誤りがあるインボイスを交付した場合、罰則の対象になるのですか？ | |
| (16)インボイスの写しの保存 | 62 |
| Q 登録事業者が保存するべきインボイスの写しとは、交付した書類のコピーですか？ | |
| (17)電子インボイスを提供した場合の保存 | 62 |
| Q 電子インボイスを提供した場合、その写しの保存はどのように行うのですか？ | |
| (18)書面で交付したインボイスのデータの保存 | 63 |
| Q 書面で交付したインボイスの写しとして、業務システムで作成したデータを保存することは認められますか？ | |

仕入税額控除の要件

| | |
|---|-----------|
| I 帳簿の記載事項 | 64 |
| 1. 国内において行った課税仕入れ | 64 |
| 2. 保税地域からの課税貨物の引取り | 65 |
| II 保存するべき請求書等 | 65 |
| III インボイスの保存を要しない取引 | 66 |
| 1. インボイスの保存を要しない取引 | 66 |
| 2. インボイスの保存を要しない場合の帳簿の記載事項 | 66 |
| 3. 3万円未満の課税仕入れに係る特例の廃止 | 67 |
| 4. 帳簿及び請求書等の保存期間 | 67 |
| Q&A | 68 |
| (1)公表サイトの活用 | 68 |
| Q 受け取ったインボイスについて、記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認しなければなりませんか？ | |
| (2)受け取ったインボイスに誤りがあった場合 | 68 |
| Q インボイスの記載事項に誤りがある場合は、どうしたらいいですか？ | |
| (3)公共交通機関特例の適用範囲 | 69 |
| Q 公共交通機関特例の適用について、切符をまとめて購入した場合の3万円未満の判定はどうなりますか？ | |

| | |
|---|----|
| (4)インボイスの保存を要しない出張旅費と通勤手当 | 69 |
| Q インボイスの保存が不要となる従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等の範囲は所得税において給与所得の非課税となる部分に限られるのでしょうか？ | |
| (5)口座振替又は口座振込による場合のインボイスの保存 | 70 |
| Q 家賃を口座振替により支払っています。毎月の支払の都度、インボイスの交付を受けなければなりませんか？ | |
| (6)経費の立替払 | 71 |
| Q 経費の立替払があった場合、インボイスの保存はどうすればいいのですか？ | |
| (7)インボイスと仕入明細書を一の書類で交付する場合 | 73 |
| Q 課税売上げに係るインボイスと課税仕入れに係る仕入明細書を一の書類で交付できますか？ | |
| (8)委託販売における純額処理とインボイスの保存 | 74 |
| Q 委託販売の委託者が純額処理を行う場合にも、インボイスの保存は必要ですか？ | |
| (9)仕入明細書の相手方への確認方法 | 75 |
| Q 仕入明細書の保存により仕入税額控除を行うための相手方への確認は、どのように行うのですか？ | |
| (10)出来高検収書による仕入税額控除 | 76 |
| Q 出来高検収書を保存して仕入税額控除を行うことができますか？ | |
| (11)個人事業者からの家事用資産の購入 | 76 |
| Q 令和4年度改正で、仕入明細書の保存による仕入税額控除の適用が制限されたそうですが、どのような内容ですか？ | |
| (12)E D I による請求レス取引 | 77 |
| Q 相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細のデータを合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか？ | |
| (13)電子インボイスの交付を受けた場合の保存方法 | 78 |
| Q 取引先から、電子インボイスの交付を受けた場合、どのような方法で保存すればよいですか？ | |

経理処理

| | |
|---------------------------------|----|
| I 課税事業者の経理方式 | 80 |
| II 免税事業者の経理方式 | 80 |
| III 税抜経理方式 | 80 |
| 1. 原則 | 80 |
| 2. 仮払消費税等を計上した場合 | 81 |
| 3. 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの経過措置 | 83 |
| 4. 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの経過措置 | 83 |

電子帳簿等保存制度

| | |
|-------------------------------------|----|
| I 電子帳簿等保存制度は3つのカテゴリ | 84 |
| II 令和3年度税制改正による抜本的な要件の緩和 | 84 |
| III 令和4年度税制改正による電子取引データの電子保存制度の有期措置 | 85 |
| IV インボイス制度への影響 | 86 |
| 1. 電子帳簿保存法の適用範囲 | 86 |
| 2. 消費税法も重加算税の特別措置 | 87 |

インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、買手の納税額を減少させる金券であるといえます。

インボイスの正式な名称は、「適格請求書」です。

また、小売業等において利用することができる「適格簡易請求書」（簡易インボイス）、対価の返還等を行った場合の「適格返還請求書」（返還インボイス）があります。

I 適格請求書（インボイス）

「適格請求書」（インボイス）とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます（新消法57の4①）。

アンダーラインは、区分記載請求書等保存方式において保存すべきものとされている請求書等の記載事項に追加される事項です。

適格請求書（インボイス）の記載事項

- ① 登録事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象にはその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(1) 屋号による表記

登録事業者の名称は、請求書を交付する事業者が特定できる場合には、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません（インボイスQA問44）。例えば、電話番号を記載するなどの方法により、インボイスを交付する事業者が特定できます。

また、登録番号の表記は、半角・全角を問いません。

(2) 軽減税率の適用対象である場合

課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」を記載する必要があります。「※印を付したものは軽減税率の対象です」などの案内があれば、このような記号を用いることができます。

インボイス制度導入に当たっての事前準備

インボイス制度においてインボイスは、仕入れをする事業者の納付税額を減らすための金券であるといえます。

売手には、適正なインボイスを交付することが求められます。

買手は、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、これを保存するオペレーションを整える必要があります。

I 売手の立場としての事前準備

インボイスを交付するためには、税務署長の登録を受ける必要があります。原則として、令和5年3月31日までに申請すれば、インボイス制度の開始から登録事業者となります。

また、何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、どのような方法で交付するか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）を検討し、必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修を行います。

継続的に取引を行う取引先（買手）には、登録番号、交付するインボイスの様式やインボイスの交付方法を連絡しておきましょう。P. 2の連絡文書を参照してください。

インボイス制度に係る社員研修の実施も必要です。また、顧客からの問い合わせに応じる窓口を開設しておけば、効率的な対応を行うことができます。

| | R5.10.1 |
|---|------------------|
| 売手の事前準備 | |
| ①登録事業者の申請 (R3.10.1 開始、原則として R5.3.31 まで) | インボイス制度開始 |
| ②インボイスの交付方法の決定 | |
| ③レジや経理・受注システムなどの改修 | |
| ④取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡 | |
| ⑤社員研修の実施と対応窓口の開設 | |

【Q&A】

(1)公表サイトの活用

Question

受け取ったインボイスについて、記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認しなければなりませんか？

Answer

登録サイトで確認すべきことは、交付を受けたインボイスに記載された登録番号に間違いがあるかどうかではなく、仕入先が、現に登録事業者であるかどうかです。

したがって確認は、取引を行う前、価格交渉の段階で行います。消費税を上乗せして支払った後に、登録事業者でないことが判明しても遅きに失します。

公表サイトは、取引後ではなく、取引前の確認に活用しましょう。

法人である場合にはその名称や本店所在地により、個人事業者である場合には、本人から告知を受けた登録番号により検索が可能です。

(2)受け取ったインボイスに誤りがあった場合

Question

インボイスの記載事項に誤りがある場合や記載事項が欠けている場合は、どうしたらいいですか？

Answer

交付を受けたインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、仕入税額控除の要件を満たすために、売手である登録事業者から、修正したインボイスの交付を受けて保存する必要があります。自ら追記や修正を行っただけでは、仕入税額控除の要件を満たすことはできません。

ただし、買手は、売手が交付するインボイスに代えて、自らが作成した仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されており、売手である登録事業者の確認を受けたものを保存することもできます（新消法30③）。

したがって、買手においてインボイスの記載事項の誤りを修正し、売手